

# 飼う前も、飼ってからも 考えよう



ペットを迎え、正しく飼い、そして見送る。  
飼い主の心構え次第で  
ペットの生涯は大きく変わります。

## ペットの「5つの自由」のこと

人間と同じように動物にも命があり、生きていくために必要な要求（基本的なニーズ）があります。人間に飼われている動物や、人間によって制限された環境にいる動物は、自らの意志で基本的なニーズを満たすことはできません。飼い主にはペットのニーズを満たし、ペットができる限り快適に生活ができるようにする責務があります。

### 動物の基本的ニーズ

- 行動的ニーズ
- 社会的ニーズ
- 心理的ニーズ
- 環境的ニーズ
- 生理的ニーズ



### 「5つの自由」と「終生飼養」

5つの自由とは、動物の基本的なニーズが満たされて、動物が心地よく、安心して安全に暮らせているかを確かめるための指標です。動物を飼う時に飼い主は、この5つの自由を与えなければなりません。そして、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が、飼い主の動物に対する責務です。

#### 飢え・渇きからの自由

##### Freedom from Hunger and Thirst

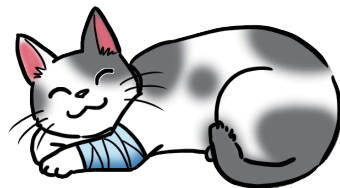
動物にとって食餌はとてつもなく大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。



#### 痛み・負傷・病気からの自由

##### Freedom from Pain, Injury or Disease

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。



#### 不快からの自由

##### Freedom from Discomfort

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。



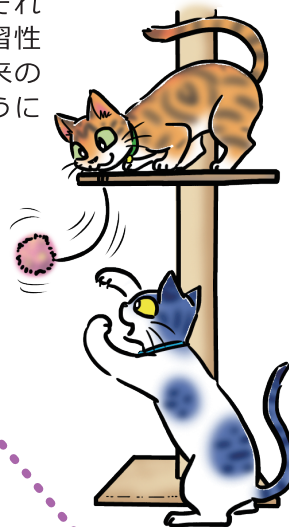
### 5つの自由

#### The Five Freedoms for Animal

#### 本来の行動がとれる自由

##### Freedom to Express Normal Behaviour

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。



#### 恐怖・抑圧からの自由

##### Freedom from Fear and Distress

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。



### 「5つの自由」とは

#### NOTE

国際的に認められている動物を適切に飼う（扱う）ための考え方です。日本でも「動物の愛護及び管理に関する法律」第2条に定められている人が動物を取り扱う場合の基本的な心構えとして、命ある動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするだけでなく、動物の習性を考慮して適正に取り扱うこと、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保を行うよう求めています。

### 現実的な生活のこと

動物を飼うことは、動物の命を預かり、動物と共に地域社会の中で暮らしていくことです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

#### 飼い主の責務 (動物の愛護及び管理に関する法律第7条より)

- 1) 健康と安全を保持し、他人への迷惑を防ぐ
- 2) 動物の病気について正しい知識を持ち、予防に努める
- 3) 逃げ出したり、迷子にさせない対策をとる (逸走防止)
- 4) その命を終えるまで適切に飼う (終生飼養)
- 5) 増えすぎて管理ができなくなるよう繁殖の制限を行う
- 6) 自分の飼っている動物とわかるよう所有明示をする



### 飼う前に考えること

#### 居住環境

今の住居はペットが飼える環境ですか？  
転居の予定があれば、慎重に判断しましょう。

#### ライフスタイル

飼いたいペットの種類や大きさ、生態、特性などが、あなたの生活環境に適していますか？

#### 家族の同意

家族みんなが賛成していますか？  
全員で協力して世話ができますか？

#### 健康と体力

あなたの体力で世話ができるペットですか？  
家族に動物アレルギーの人はいませんか？



#### ペットの寿命

ペットが寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？  
高齢になったペットの世話や介護を考えていますか？

#### 毎日の世話

ペットに安全で快適な飼養環境を用意できますか？  
何があっても、毎日欠かさずペットの世話に手間と時間をかけられますか？

#### 周囲の人々への配慮

鳴き声やふんの放置などで近隣に迷惑をかけないようにできますか？  
必要なしつけについて勉強し、それを実践できますか？

#### 万が一のとき

地震や洪水などの災害時や、万が一あなたが飼えなくなったとき、ペットの命を守る方法を考えていますか？

### ペットにかかる費用

ペットを飼い続けるためには、フードや日用品、治療費などでお金がかかります。飼い始めてから経済的な理由で行き詰らないように、あらかじめ必要な費用を考えておきましょう。



< 参考 > 1年間にかけた費用 (一頭あたり)

	犬	猫
病気やケガの治療費	80,912 円	49,875 円
フード・おやつ	47,983 円	38,936 円
しつけ・トレーニング料	40,614 円	-
シャンプー・カット・トリミング料	42,740 円	8,294 円
ペット保険料	38,052 円	29,067 円
ワクチン・健康診断等の予防費	28,311 円	12,902 円
ペットホテル・ペットシッター	27,139 円	15,624 円
日用品	19,716 円	17,200 円
洋服	13,603 円	4,321 円
ドッグランなど遊べる施設	7,407 円	-
首輪・リード	7,061 円	2,612 円
防災用品	5,613 円	5,964 円
<b>合計(円)</b>	<b>359,151 円</b>	<b>184,795 円</b>
回答数	1,833 件	409 件
どうぶつの平均年齢	5.1 歳	4.5 歳

# 入手先のこと

## 保護された動物を引き取るか？ 販売業者から購入するか？

どちらの方法にも、良い点と注意点があります。自分の生活環境やペットを飼う目的、これまでの経験や知識、技術等を考えて判断するようにしましょう。動物についての正しい知識を持ち、動物を適切に扱っているなど、信頼できるところから入手することが重要です。

### 選択肢1 譲渡 …自治体や動物保護団体などから引き取る

自治体の保健所や動物愛護センター等または民間の動物保護団体に保護された動物を引き取りましょう。

#### 良い点

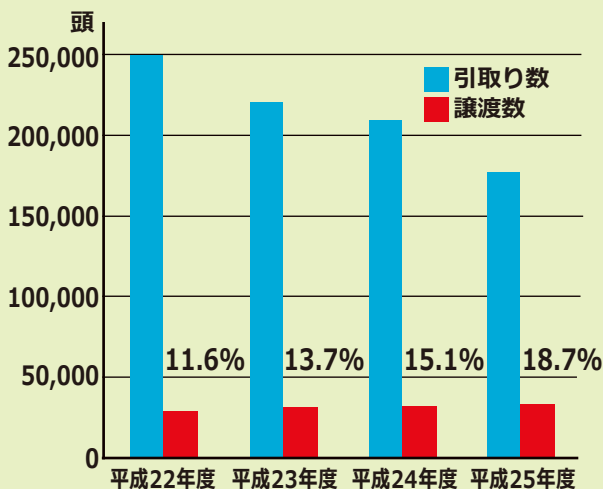
- ・動物の命を救い、新たな飼い主として、動物に安心して生活できる環境を提供できます。
- ・成犬や成猫の場合には、子犬や子猫と違い、動物の体格や性格がある程度わかります。
- ・譲渡希望者には、住居形態や家族構成、1日の在宅時間などの聞き取りが慎重に行われることで、その生活環境に見合った年齢や性格の動物を引き取ることが可能になります。
- ・トライアル期間（試しに飼ってみる期間）を設けている場合もあり、相性や性格の観察ができます。
- ・地域（地元）の自治体や動物保護団体の活動に協力できます。
- ・譲渡前の講習会や譲渡後のしつけ方教室等で、飼い方の相談や情報提供を受けられる場合があります。



#### 犬猫の引取り数と譲渡数

NOTE

全国の自治体にある保健所や動物愛護センター等に引き取られた犬猫の数は減少しています。一方、譲渡されている犬猫の数は横ばいです。



●平成25年度 環境省調べ  
数字(%)は各年度の引取り頭数に対する譲渡頭数の割合を示す。

#### 注意点

- ・動物の年齢や病歴、これまでの飼養環境などの細かい情報がない場合があります。
- ・保護されるに至った背景によっては、飼養に特別な理解と技術が必要な場合があります。
- ・種類や年齢、大きさなど、希望する動物に出会えない場合や、条件などにより譲渡してもらえない場合もあります。
- ・動物が譲渡されるまでの流れや、必要な書類、条件等は、自治体や動物保護団体でそれぞれ異なります。
- ・譲渡とはいえ、それまでの飼養費用やワクチン代等を請求される場合もあります。事前に確認しておきましょう。

## 選択肢2

# 購入 …ペットショップやブリーダーなどの業者から購入する

法律に基づき、都道府県等の自治体に登録されている販売業者から、適切に購入しましょう。

### 良い点

- ・成熟したときの大きさや、品種によって必要な世話や手入れ、なりやすい病気などについて、プロの立場から専門的なアドバイスが受けられます。
- ・保険やフード、ペット用品など、その動物に関わる様々な情報やサービスを同時に入手できます（ペットショップの場合）。
- ・親の体格や性格、その飼育環境などを見て、検討できる場合があります（ブリーダーの場合）。



### 注意点

- ・かわいい、目が合ったなどの理由で購入を衝動的に決めるのではなく、冷静に判断しましょう。
- ・購入後に病気が発見された場合など補償内容のトラブルが報告されています。書面を交わし、購入時には契約内容をしっかりと確認しておくことが大切です。
- ・無理な繁殖をしたり、病気の知識や衛生管理が不十分など、不適切な業者であることがあります。

## 販売業者に義務づけられていること

### 1 第一種動物取扱業者標識の掲示

都道府県等に登録し、お店の見やすいところに下記の内容を書いた標識を掲示すること。

- ・「販売業者の氏名又は名称」・「登録番号」
- ・「登録年月日及び有効期限の末日」
- ・「動物取扱責任者の氏名」など全8項目

### 2 販売する際の現物確認と対面説明

- ・購入希望者に、その動物を実際に見せて、現在の状態などを確認してもらうこと。
- ・購入希望者に、その動物に関する情報の説明を対面で行うこと。インターネットなどで画像や説明文を見せるだけの販売は認められていません。

### ★ 対面説明の内容

- ・販売業者が説明しなければならない事項は18項目。
- ・説明を受けた購入者の署名が必要。

#### 主な説明事項

- ・品種、性別、生年月日
- ・性成熟時の標準体重、体高、平均寿命・餌や水の与え方
- ・その動物の病歴や予防歴、親兄弟等の遺伝性疾患の発生状況
- ・運動や休養の方法・繁殖制限の方法及び費用
- ・不妊又は去勢の措置の方法や実施状況 など

施設の臭い、清潔さ、販売している動物の数が多すぎないかなども確認してみましょう。不安や疑問に思ったことがあれば何でも質問し、信頼できるペットショップやブリーダーから購入しましょう。

## 正しい飼い方のこと

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」より

飼い始めたその日から、ペットの命は飼い主にゆだねられます。ペットが地域社会に受け入れられ、健康と安全が守られて生涯をおくることができるかは飼い主の努力にかかっています。

### 犬の飼い主が守るべきこと ～犬に多いトラブルを防ぐために～



#### 吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょう

犬が頻繁に吠えると、周囲の人にとっては迷惑になります。吠える理由を見極めて原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、訓練士などに相談して対処しましょう。高齢による認知障害の夜鳴きの場合は、獣医師に相談しましょう。



#### ふん尿の始末は必ず行いましょう

排泄を家で済ませてから、散歩に出掛けるようにしましょう。屋外でふんをした場合は、必ず持ち帰りましょう。犬小屋の周囲など、普段、犬がいる場所の排泄物はすぐに片付けましょう。排泄物の放置は不衛生で、誰にとっても不快です。



#### 屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう

犬の行動を制御できる人がリードを持ちましょう。普段はおとなしい犬でも、リードを放してしまうと逃げたり、人に咬みつくことがあります。犬による咬傷事故のうち 98% が飼い犬によるものです。危害を加えるおそれが高い犬を外に連れ出す場合には特に注意し、時間帯や場所にも配慮しましょう。

### ペットの災害対策 1

#### 平常時…災害への備え

災害は突然起こります。いざというとき、一緒に避難し、ペットの安全を守るには、平常時からの備えと心構えが最も大切です。

##### <災害に備えて行うべき事>

- ・ 飼養ケージを固定するなどの人に準じた安全対策
- ・ 家族や周囲の人たちとの災害に備えた話し合い
- ・ ペットの十分なしつけと健康管理
- ・ 迷子札やマイクロチップなどの所有明示
- ・ ペット用の避難用品や備蓄品の準備
- ・ 避難所の場所や避難ルートの確認



## 猫の飼い主が守るべきこと ～猫に多いトラブルを防ぐために～



### 室内で飼いましょう

猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。ふん尿や、ゴミを荒らす、鳴き声がうるさいなどの、猫による周囲の人への被害をなくすことは飼い主の責務です。猫を自由に放して周辺に迷惑をかけることは、猫にとっても不幸なことになります。



### 首輪や迷子札、マイクロチップをつけましょう

飼い猫だと分かるように、しっかりと所有明示(身元表示)をしましょう。たとえ室内飼いであっても、開いた窓やドアからの脱走や突然の災害などで驚いて逃げてしまうことも考えられます。



### 不妊・去勢手術をして飼いましょう

「手術するのはかわいそう」などの理由で不妊・去勢手術をしないしていると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。1頭のメス猫から子猫が生まれ、1年後には合計20頭以上に増えることもあります。平成25年度に自治体に引き取られ、殺処分された子猫は6万頭以上。世話をしきれなくなること(多頭飼育崩壊)は社会問題にもなっています。責任をもって世話ができる頭数なのかをよく考えましょう。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やストレスの軽減のほか、オス同士の争いやマーキング行為の減少にもなります。

## ペットの災害対策2

### 災害時…速やかな同行避難

まずは自分の身の安全を確保しましょう。災害時に動物を守るためには、まず飼い主が無事であることが大切です。また突然の災害ではペットがパニックになることがあります。落ち着いて避難しましょう。

#### <災害時にとるべき行動>

- ・ 第一に人とペットの安全確保
- ・ ペットとともに避難する(同行避難)
- ・ 避難所における飼養マナーと健康への配慮



NOTE

### マイクロチップとは

マイクロチップには15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取り、データベースに照会することで、登録された飼い主情報を確認できます。チップは半永久的に読み取りが可能で、首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。マイクロチップの埋め込みについては、かかりつけの動物病院等に相談しましょう。



マイクロチップ



マイクロチップの埋め込み



マイクロチップの読み取り

# ペットと飼い主の老いのこと

動物の種類によって寿命は異なりますが、犬や猫などペットとして飼われる動物の多くは人より短命です。ペットが歳をとったときのことを想定し、心構えと準備をしておくことが重要です。

## ペットの高齢期への心構えと準備

- ・犬は7歳前後、猫は10歳前後から高齢期と言われています。高齢期を迎えたら、日頃からの健康チェックには今まで以上に気を配り、定期的に健康診断を受け、フード、病気、室内の危険等への対応を考えましょう。
- ・高齢になるにつれ、様々な症状が現れ介護が必要になる場合もあります。どんな症状があり、どんな介護が必要になるのか、事前に学んでおきましょう。
- ・適切な治療や介護にかかる費用を、前もって準備しておきましょう。
- ・人の介護と同様に、飼い主には精神的にも肉体的にも負担が増えますが、悩みを一人で抱えず、家族や知人、獣医師や飼い主仲間など、他の人に相談することが重要です。無理をしない介護を心がけましょう。



## 飼い主自身の高齢期への心構えと準備

- ・子犬や子猫を飼った場合、高齢で介護が必要になる10～15年後は飼い主も同じだけ歳をとっています。そのときの自身の状況を想像して、準備をしておくことが大切です。
- ・ケガや突然の病気など、ペットを飼えなくなるような万が一の事態にも備えておきましょう。



ペットが寿命を迎えるまで、責任をもって飼い続けることができますか？  
「飼わない」「今は飼えない」と判断することも、動物への愛情です。  
自治体や動物保護団体などが行っている取り組みを支援したり、  
ボランティアとして参加することで、動物と関わることもできるのでは  
ないでしょうか。



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

編集・イラスト：つしまみかこ

平成27年8月発行



○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ